

# **南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画**

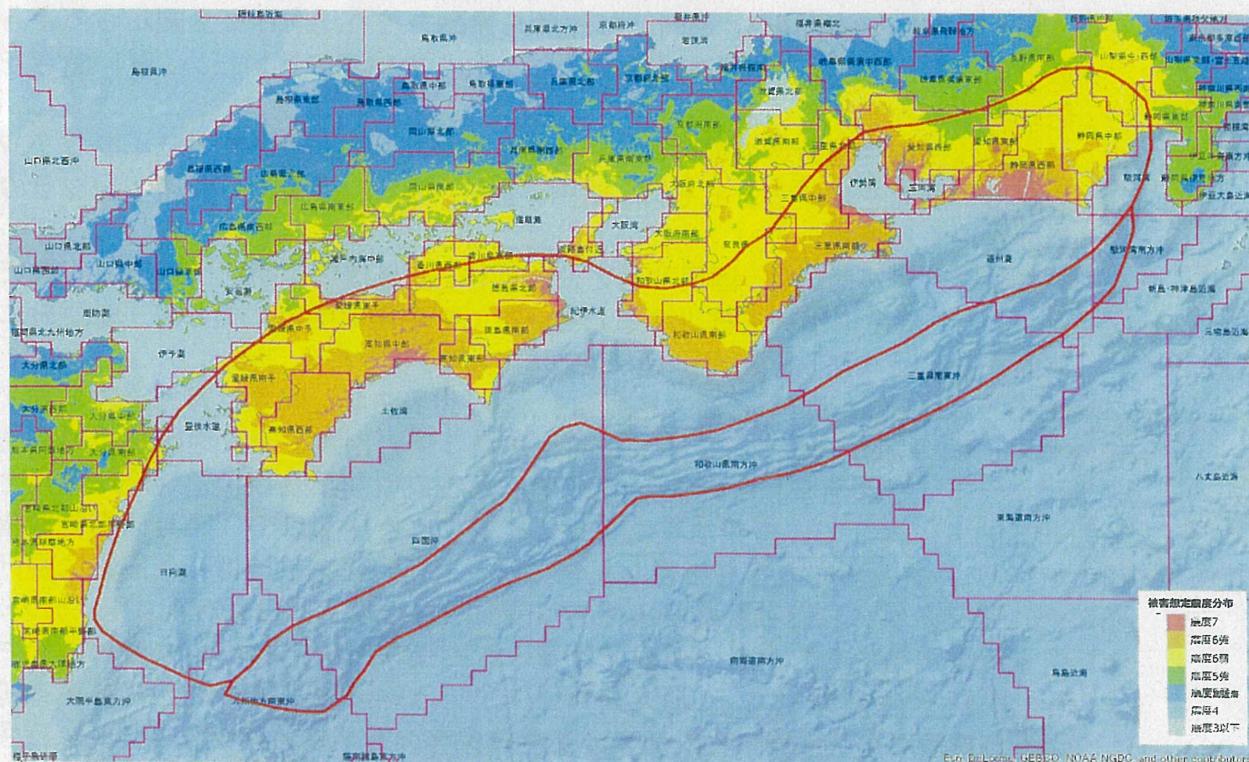
**令和4年6月10日  
中央防災会議幹事会**

## 2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

### (1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
  - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合
  - イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。）
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域<sup>1)</sup>と震央地名図<sup>2)</sup>



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/>

## 第7章 防災拠点

### 1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3－2）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3－2に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表3－3に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの（別表4－1、4－2）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの（別表5－3）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表7－1）

### 3. 大規模な広域防災拠点とその役割

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。
- (2) 設置主体となる府県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

#### ＜大規模な広域防災拠点＞

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
静岡空港 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ D M A T の空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A T の活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点であり、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受け入れ、被害が甚大な静岡県内及びその近隣地域の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 静岡県の広域物資輸送拠点の代替拠点である。</li> </ul>
名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧 基地) (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ D M A T の陸路・空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A T の活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受け入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受け入れ、搬送が可能な拠点である。</li> </ul>
名古屋港 (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受け入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。</li> </ul>

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
熊本空港 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ DMATの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受け入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 空路による物資の受け入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。</li> </ul>
大分スポーツ公園 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する拠点である。</li> <li>・ DMATの陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。</li> <li>・ 大分県の広域物資輸送拠点である。</li> </ul>

※奈良県は、紀伊半島には大規模な広域防災拠点はないことを踏まえて、当該エリアを広くカバーする大規模な広域防災拠点（五條市）の整備を進めている。令和4年度には用地確保を行い、令和7年度以降、救助活動拠点（候補地）として活用を見込んでいる。